6 通所介護費

基本部分

基本部分		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	2時間以上3時間未満の通所介護を行う場合	8時間以上9時間未満の通所介護の前後に日常生活上の世話を行う場合
イ 通常規模型通所介護費	(1) 3時間以上4時間未満	368 単位	421 単位	477 単位	530 単位	585 単位		
	(2) 4時間以上5時間未満	386 単位	442 単位	500 単位	557 単位	614 単位	×70/100	
	(3) 5時間以上6時間未満	567 単位	670 単位	773 単位	876 単位	979 単位		
	(4) 6時間以上7時間未満	581 単位	686 単位	792 単位	897 単位	1,003 単位		
	(5) 7時間以上8時間未満	655 単位	773 単位	896 単位	1,018 単位	1,142 単位		
	(6) 8時間以上9時間未満	666 単位	787 単位	911 単位	1,036 単位	1,162 単位		9時間以上10時間未満の場合 ＋50単位 10時間以上11時間未満の場合 ＋100単位 11時間以上12時間未満の場合 ＋150単位 12時間以上13時間未満の場合 ＋200単位 13時間以上14時間未満の場合 ＋250単位
ロ 大規模型通所介護費(Ⅰ)	(1) 3時間以上4時間未満	356 単位	407 単位	460 単位	511 単位	565 単位		
	(2) 4時間以上5時間未満	374 単位	428 単位	484 単位	538 単位	594 単位	×70/100	
	(3) 5時間以上6時間未満	541 単位	640 単位	739 単位	836 単位	935 単位		
	(4) 6時間以上7時間未満	561 単位	664 単位	766 単位	867 単位	969 単位		
	(5) 7時間以上8時間未満	626 単位	740 単位	857 単位	975 単位	1,092 単位		
	(6) 8時間以上9時間未満	644 単位	761 単位	881 単位	1,002 単位	1,122 単位		9時間以上10時間未満の場合 ＋50単位 10時間以上11時間未満の場合 ＋100単位 11時間以上12時間未満の場合 ＋150単位 12時間以上13時間未満の場合 ＋200単位 13時間以上14時間未満の場合 ＋250単位
ハ 大規模型通所介護費(Ⅱ)	(1) 3時間以上4時間未満	343 単位	393 単位	444 単位	493 単位	546 単位		
	(2) 4時間以上5時間未満	360 単位	412 単位	466 単位	518 単位	572 単位	×70/100	
	(3) 5時間以上6時間未満	522 単位	617 単位	712 単位	808 単位	903 単位		
	(4) 6時間以上7時間未満	540 単位	638 単位	736 単位	835 単位	934 単位		
	(5) 7時間以上8時間未満	604 単位	713 単位	826 単位	941 単位	1,054 単位		
	(6) 8時間以上9時間未満	620 単位	733 単位	848 単位	965 単位	1,081 単位		9時間以上10時間未満の場合 ＋50単位 10時間以上11時間未満の場合 ＋100単位 11時間以上12時間未満の場合 ＋150単位 12時間以上13時間未満の場合 ＋200単位 13時間以上14時間未満の場合 ＋250単位

注（イ～ハ共通）

注	内容
利用者の数が利用定員を超える場合 又は 看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	×70/100 ／ ×70/100
感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合	＋3/100
共生型通所介護を行う場合	指定生活介護事業所が行う場合 ×93/100 指定自立訓練事業所が行う場合 ×95/100 指定児童発達支援事業所が行う場合 ×90/100 指定放課後等デイサービス事業所が行う場合 ×90/100
生活相談員配置等加算	1日につき ＋13単位
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	＋5/100
入浴介助加算(Ⅰ)	1日につき ＋40単位
入浴介助加算(Ⅱ)	1日につき ＋55単位
中重度者ケア体制加算	1日につき ＋45単位
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	1月につき ＋100単位（3月に1回を限度）
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	1月につき ＋200単位 ※ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、1月につき ＋100単位
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	1日につき ＋56単位
個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	1日につき ＋85単位
個別機能訓練加算(Ⅱ)	1月につき ＋20単位
ADL維持等加算(Ⅰ)	1月につき ＋30単位
ADL維持等加算(Ⅱ)	1月につき ＋60単位
ADL維持等加算(Ⅲ)	1月につき ＋3単位
認知症加算	1日につき ＋60単位
若年性認知症利用者受入加算	1日につき ＋60単位
栄養アセスメント加算	1月につき ＋50単位
栄養改善加算	1回につき ＋200単位（月2回を限度）
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	1回につき ＋20単位（6月に1回を限度）
口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)	1回につき ＋5単位（6月に1回を限度）
口腔機能向上加算(Ⅰ)	1回につき ＋150単位（月2回を限度）
口腔機能向上加算(Ⅱ)	1回につき ＋160単位（月2回を限度）
科学的介護推進体制加算	1月につき ＋40単位
事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合	1日につき －94単位
事業所が送迎を行わない場合	片道につき －47単位

ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)（1回につき 22単位を加算）	
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)（1回につき 18単位を加算）	
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)（1回につき 6単位を加算）	
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)（1月につき ＋所定単位×59／1000）	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)（1月につき ＋所定単位×43／1000）	
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)（1月につき ＋所定単位×23／1000）	
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)（1月につき ＋(3)の90／100）	
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)（1月につき ＋(3)の80／100）	
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)（1月につき ＋所定単位×12／1000）	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)（1月につき ＋所定単位×10／1000）	

（点線枠）：「感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合」、「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所介護を行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ ロ又はハを算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イの単位数を算入

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。ADL維持等加算(Ⅲ)については、令和5年3月31日まで算定可能。

※ 令和3年9月30日までの間は、通所介護費のイからハまでについて、所定単位数の千分の一に相当する単位数を算定する。